

## 第3回海老名市立勝瀬保育園民営化保護者説明会 次 第

日 時 1回目：令和2年10月9日（金）  
午後6時から  
2回目：令和2年10月10日（土）  
午前10時から  
場 所 海老名市役所4階401会議室

### 1 開 会

### 2 あいさつ

### 3 説明事項

#### （1） 勝瀬保育園の民営化について

- ・移管先事業者募集要項（案）について

- ・今後のスケジュール（案）について

#### （2） 勝瀬保育園民営化説明会事前質問票によるご質問とお答え

#### （3） 質疑応答

### 4 閉 会

# 勝瀬保育園の民営化について

## (移管先事業者募集要項 ダイジェスト版)



### ●前回説明会でのご質問に対して

- ・新型コロナウイルス感染症の感染不安がある中、事業を進めるのですか？
- ・事業者選定の期間が短く、意見が集約できないのではないかと？
  - ① 説明会や委員会については、広い会議室で開催します。
  - ② 会議後、保護者で集まれる場をご用意します。
  - ③ 募集要項（案）については、今回お配りし、第2回選定委員会で決定するまで、意見をいただく時間を確保します。
  - ④ 感染拡大が進行した場合（神奈川県に緊急事態宣言が出されたときなど）は、選定作業を一時中断します。
- ・どうしても保育内容に変化が出て、子どもに悪影響があるのではありませんか？
- ・アレルギー・障がい児対応は大丈夫？
  - 保護者のご不安が多い項目については、応募にあたっての前提条件として募集要項に盛り込みます。
  - ① 現状の行事の継続（募集要項2ページ） ② 30年以上の運営継続（募集要項3ページ）
  - ③ アレルギー対応（募集要項9ページ） ④ 障がい児対応（募集要項9ページ）
- ・勝瀬保育園東側の塀はどうなるの？
  - 地権者と市で交渉中です。民営化後も土地の所有権は10年間残りますので、市で責任を持って対応します。
- ・決まった事業者には納得できない場合、転園させてくれますか？
  - 引継期間でも違和感があり、どうしても転園を希望されるときは、入所選考にて配慮します。

### ●応募資格（募集要項3ページ）

- ・令和2年10月1日現在において、海老名市内で認可保育園を運営している法人
  - ① 勝瀬保育園が積み重ねてきた保育の実績を尊重するとともに、これを継承していく力量を擁すること。
  - ② 移管後、当該保育園を30年以上安定的に運営すること。
  - ③ その他、税の滞納、法令違反などがないこと。

0～5歳児を預かる認可保育園。0～2歳児のみの小規模保育園のみを運営する事業者は、対象外です。

### ●選定方法（募集要項5ページ）

- ・次の方法により選考を進め、事業者を決定します。
  - ① 書類審査 ② 現場説明会 ③ プレゼンテーション ④ 応募事業者が運営している保育園の見学
- ・選定委員会は、保護者代表に加わっていただくほか、第三者の立場として、新たに前子ども・子育て会議委員長にも参加をお願いします。
- ・委員会は、保護者のみなさまが傍聴できるようにします。

### ●新園舎の計画（募集要項8ページ）

- ・民営化後の建て替え計画も、審査項目とします。
- ・新園舎の整備のほか、リノベーションによる方法も提案可能とします。
- ・定員の設定、園舎の配置、屋上の活用、畑の活用などは、民間事業者の提案を審査します。
- ・園庭については、敷地内で確保するよう求めます。

### ●三者協議会（募集要項9ページ）

- ・民営化後も市や保護者の意見を運営に反映させるため、「保護者」「市」「事業者」による三者協議会を設置します。
- ・現在の在園児が卒園するまでは三者協議会の設置を義務付け、その場での決定事項は遵守するよう求めます。

### ●民営化後の職員（募集要項9ページ）

- ・勝瀬保育園に勤務した経験を持つ職員のうち、希望する者について、可能な限り新事業者で採用することを求めます。

募集要項は、確定したものではありません。ご意見をお待ちしています！

## ■勝瀬保育園民営化スケジュール（案）

民営化のスケジュールについて、前回説明会でのご意見を踏まえ、見直しましたので、お示しします。

### 【ご意見の反映状況】

#### ・移管先事業者募集要項に保護者の意見を反映させたい。

→ 今までの説明会でのご意見を踏まえ、今回お示しした移管先事業者募集要項（案）を作成しました。これをもとにご意見を伺いながら、本スケジュール案で進めたいと考えております。

なお、状況に応じて柔軟に対応できるように、幅を持たせて設定しております。

#### ・選定委員会と選定委員会の間隔が短く、コロナウイルスの影響もあって保護者間で意見を集約できない。

→ 選定委員会については、保護者のみなさまの傍聴ができるように、平日の夜間に市役所又はこどもセンターの広い会議室で設定します。

また、委員会終了後に会議室を保護者のみなさまでお使いいただくことも可能です。

| No | 項 目                       | 令和2年 |   |    |    |    |     |     |     |    |    | 令和3年 |    |   |    | 令和4年 |                            | 備考欄 |
|----|---------------------------|------|---|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|------|----|---|----|------|----------------------------|-----|
|    |                           | 2月   | ～ | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月   | 4月 | ～ | 3月 | 新年度  |                            |     |
| 1  | 第1回保護者説明会                 | ○    |   |    |    |    |     |     |     |    |    |      |    |   |    |      | 令和3年4月民営化の旨ご説明             |     |
| 2  | 第2回保護者説明会                 |      |   | ○  |    |    |     |     |     |    |    |      |    |   |    |      | 1年延期の旨ご説明                  |     |
| 3  | 保護者代表の方と協議                |      |   | ⇄  |    |    |     |     |     |    |    |      |    |   |    |      |                            |     |
| 4  | 地元自治会へのご説明                |      |   |    | ○  |    |     |     |     |    |    |      |    |   |    |      | 自治会役員へご説明<br>必要に応じ他の方法でも周知 |     |
| 5  | 第3回保護者説明会                 |      |   |    | ○  |    |     |     |     |    |    |      |    |   |    |      |                            |     |
| 6  | 移管先事業者募集要項に<br>対するご意見募集期間 |      |   |    | ⇄  |    |     |     |     |    |    |      |    |   |    |      |                            |     |
| 7  | 第1回移管先事業者選定委員会            |      |   |    | ⇄  |    |     |     |     |    |    |      |    |   |    |      | 募集要項の審議                    |     |
| 8  | 第2回移管先事業者選定委員会            |      | ～ |    |    |    |     | ⇄   |     |    |    |      |    | ～ |    |      | 募集要項の決定                    |     |
| 9  | 事業者公募期間                   |      |   |    |    |    |     | ⇄   |     |    |    |      |    |   |    |      | 1か月程度を確保                   |     |
| 10 | 応募事業者が運営する保育園<br>の施設見学期間  |      |   |    |    |    |     | ⇄   |     |    |    |      |    |   |    |      | 希望する保護者も見学可能               |     |
| 11 | 第3回移管先事業者選定委員会            |      |   |    |    |    |     | ⇄   |     |    |    |      |    |   |    |      | プレゼンテーション                  |     |
| 12 | 第4回移管先事業者選定委員会            |      |   |    |    |    |     | ⇄   |     |    |    |      |    |   |    |      | 事業者の決定                     |     |
| 13 | 事業者の職員採用                  |      |   |    |    |    |     |     | ⇄   |    |    |      |    |   |    |      | 職員を紹介                      |     |
| 14 | 三者協議会の設置<br>(市、保護者、事業者)   |      |   |    |    |    |     |     |     | ⇄  |    |      |    |   |    |      | 三者協議会は適宜実施<br>現在の在園児卒園まで   |     |
| 15 | 引継保育                      |      |   |    |    |    |     |     |     |    | ⇄  |      |    |   |    |      | 1年間を基本とし、内容は三<br>者協議会で協議   |     |

### 【引継保育】

引継保育期間は、市の保育士と事業者の保育士が合同で保育を行います。

具体的な方法については、事業者からの提案も踏まえ、市・保護者・事業者で構成する三者協議会において決定していきます。

なお、期間については1年間を基本としますが、適宜三者協議会において協議していきます。

(案)

海老名市立勝瀬保育園  
移管先事業者募集要項

令和〇年〇月

海老名市

# 案

## 海老名市立勝瀬保育園移管先事業者募集要項

### 目 次

|   |                           |    |
|---|---------------------------|----|
| 1 | 募集にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1  |
| 2 | 応募の条件及び方法・・・・・・・・・・・・・・・・ | 2  |
| 3 | 移管にあたっての条件（施設関係）・・・・・・・・  | 7  |
| 4 | 移管にあたっての条件（運営関係）・・・・・・・・  | 9  |
| 5 | 協定の締結・・・・・・・・・・・・・・・・・・   | 13 |

### 別 添

- ・ 図面（配置図は省略しています）
- ・ 公立保育園の面積等（省略しています）
- ・ 勝瀬保育園行事予定表（令和2年度の当初予定です）

## 1 募集にあたって

### 1 まえがき

近年、全国的な問題となっている「待機児童問題」については、当市においても抱えている大きな問題です。このため、現在、待機児童の解消を喫緊の課題として捉え、保育園の新設等による定員拡大の取り組みを鋭意進めているところです。

しかしながら、全国的には人口減少社会が到来していることから、近い将来、保育需要も減少することが想定されるため、老朽化対策も含めた今後の公立保育園のあり方を整理する必要があります。

このため、海老名市では、平成 30 年 8 月に、今後の公立保育園の運営方針を定めた「公立保育園のあり方」を策定しました。

この中で、海老名市立勝瀬保育園（以下、「勝瀬保育園」という。）については、海老名駅から徒歩 20 分圏内であり、今後とも保育需要の見込める地域であるため、民営化を行った上で存続させる方向性を決めました。

これに基づき、勝瀬保育園の管理及び運営を引き継ぎ、今後も子どもたちやこの地域住民に親しまれ、愛される保育園として市とともに児童福祉を支えていく事業者を公募型プロポーザル方式にて選定するため、事業者を募集します。

### 2 事業実施の前提

本事業の実施に際しては、議会の議決や関係機関の許認可が必要となります。市としては、この要項及び事業者との協議に基づき、誠実に事業を進めてまいります。が、予算、資産の譲渡その他議会の議決が必要な事項について、議会が議決しなかったとき、許認可申請その他の行為に対して関係機関の許認可が下りなかったときは、事業の実施ができませんので、予め御承知おきください。

なお、この場合、補償等はいたしかねますので、あわせて御承知おきください。

### 3 新型コロナウイルス感染症対応

事業実施に際しては、新型コロナウイルス感染症対策に細心の注意を払い実施します。

応募される事業者におかれましても、現場説明会、プレゼンテーションなどにおいて新型コロナウイルス感染症対策に十分留意の上、適切な対応を取るようお願いします。

また、以下の事態が発生した際には、業務を一時中断し、各種スケジュールを変更する場合があります。これに伴う補償等はいたしかねますので、あわせて御承知おきください。

- ・ 神奈川県に新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言が出されたとき。
- ・ 勝瀬保育園で感染者が出て、臨時休園したとき。
- ・ その他、児童に危険が及ぶと市が認めたとき。

## 2 応募の条件及び方法

### 1 募集にあたっての基本理念

勝瀬保育園では、次に掲げる理念、基本方針及び目標に従い、昭和 53 年から 40 年以上に  
あたり保育を行っています。この精神を受け継ぐとともに、民間事業者の発想を生かし、よ  
り良い保育を目指してください。

また、保育内容の向上を図る場合にあっては、在園児が現在の保育環境に慣れ親しむとと  
もに行事はもとより、毎日の保育園での生活を楽しみにしていることを最大限尊重し、保育  
にあたることに努めてください。

#### (1) 保育の理念

子どもの最善の利益を考慮し、一人ひとりを大切にし、保護者からも信頼され、地域  
に開かれた保育園を目指す

#### (2) 保育の基本方針

家庭や地域社会と連携を図り、豊かな心を持った子どもを育てる

#### (3) 保育の目標

- ・ 良く遊ぶ子ども
- ・ 心豊かで思いやりのある子ども
- ・ 人と協力していける子ども

### 2 施設の概要

#### (1) 名 称

勝瀬保育園

※ 移管後は、神奈川県への認可申請により名称を変更できますが、「勝瀬」を必ず使  
用してください。

#### (2) 所在地

海老名市勝瀬 8 番 1 号

#### (3) 施設の概要

##### ア 構 造

鉄筋コンクリート造（2 階建）

##### イ 敷地面積

1254.24 m<sup>2</sup>

（園舎部分と、未舗装の道路を隔てプール部分の 2 か所に分かれています。）

##### ウ 延床面積

434.00 m<sup>2</sup>

#### (4) 定員等

（令和 2 年 10 月 1 日現在）

|      | 0 歳児 | 1 歳児 | 2 歳児 | 3 歳児 | 4 歳児 | 5 歳児 | 計    |
|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 認可定員 | 6 名  | 9 名  | 10 名 | 10 名 | 10 名 | 15 名 | 60 名 |
| 現 員  | 3 名  | 9 名  | 10 名 | 12 名 | 10 名 | 12 名 | 56 名 |

#### (5) 設立年月日

昭和 53 年 4 月 1 日



### 3 移管時期

(1) 引継期間

令和○年○月○日から令和○年○月○日まで

※ 保育内容にかかる引き継ぎを行う期間として、市職員と移管先事業者による合同保育を実施します。

(2) 移管時期

令和4年4月1日

※ 移管時期は議会での議決により確定します。

### 4 応募資格

応募資格を有する者は、令和2年10月1日現在において、海老名市内で認可保育園を運営している法人であることを条件とし、次の全てを満たすものに限ります。

- (1) 児童福祉の本旨を理解し、勝瀬保育園が積み重ねてきた保育の実績を尊重するとともに、これを継承していく力量を擁すること。
- (2) 移管後、当該保育園を30年以上安定的に運営すること。また、そのための能力を有すること。
- (3) 海老名市暴力団排除条例第2条に掲げる暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団経営支配法人に該当していないこと。
- (4) 最近1年間に、国税、都道府県税及び市町村税の滞納がないこと。
- (5) 会社更生法、民事再生法等に基づく再生又は再生手続きを行っていないこと。
- (6) 以下に定める現場説明会に参加していること。
- (7) その他、法令等に違反していないこと。

### 5 申請手続き

(1) 申請書類等の取得方法、取得期間

ア 取得方法

海老名市ホームページ「ホーム>入札・契約>海老名市立勝瀬保育園移管先事業者の募集について」からダウンロード

イ 取得期間

令和○年○月○日～○月○日

(2) 質問の受付

募集要項についての質問を次のとおり受け付けますので、別紙質疑書(第5号様式)に質問内容を簡潔にまとめ、期限までに下記のアドレスに提出してください。なお、電子メール以外の手段による質問は受け付けません。

ア 提出先アドレス

[hoiku@city.ebina.kanagawa.jp](mailto:hoiku@city.ebina.kanagawa.jp)

イ 受付期間

令和○年○月○日～○月○日正午受信分

ウ 質問への回答

令和○年○月○日までに、質問に対する回答書を海老名市ホームページ「ホーム>入札・契約>海老名市立勝瀬保育園移管先事業者の募集について」に順次、掲載していきますのでご確認ください。質問をした事業者名は公表しません。なお、意見表明や質問内容が不明瞭なものについては回答しないことがあります。



### (3) 現場説明会

施設及び現在の運営状況に関する現場説明会を実施します。次の期間内に行いますので、申請を予定している法人は、提出様式集の現場説明会参加申込書（第6号様式）を、期限までに下記の提出先アドレスに提出してください。

#### ア 提出先アドレス

hoiku@city.ebina.kanagawa.jp

#### イ 受付期間

令和○年○月○日～○月○日正午

#### ウ 実施日程

令和○年○月○日～○月○日（別途連絡します。）

#### エ 参加者

1 応募予定者につき、5名までとします。

※ 募集要項に関する質疑は、この説明会では回答いたしかねます。

※ この現場説明会に参加されない場合は、応募ができませんので、注意してください。

### (4) 応募書類の提出

#### ア 受付場所

海老名市保健福祉部保育・幼稚園課窓口（えびなこどもセンター1階）

#### イ 受付期間

令和○年○月○日～○月○日

#### ウ 提出時間

午前9時から午後5時まで（正午から午後2時までは除く。）

## 6 提出書類

### (1) 申請書類

- ① 海老名市立勝瀬保育園移管先事業者申請書（第1号様式）
- ② 海老名市立勝瀬保育園事業計画書及び収支予算書（第2号様式）
- ③ 申請事業者団体に関する書類（様式は任意）
  - ・ 経歴・実績
  - ・ 代表者の経歴・役員構成・氏名
  - ・ 組織構成・業務所管部署の配置状況と従業員数
- ④ 法人の定款の写し、規約その他これらに類する書類
- ⑤ 法人の登記事項証明書
- ⑥ 申請書の提出日の属する事業年度の前年度の貸借対照表及び損益計算書又は事業実績報告書及び収支決算書（ただし、当該申請者が申請書の提出日に属する事業年度に設立された場合は不要）
- ⑦ 令和2年度の事業計画書、収支予算書又はこれに類するもの
- ⑧ 市町村税、法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（直近の決算期に係るもの）
- ⑨ 暴力団員等の排除に係る調査承諾書（第3号様式）
- ⑩ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類
- ⑪ 労働分野に関する質問回答書（第4号様式）

### (2) 提出書類作成上の留意点

ア 提出書類は、全て A4 判片面カラー刷り（印刷の向き：縦、文字方向：横書き、文字サイズ：10.5 ポイント以上）で作成の上、縦型ファイルに左綴じで提出してください。

またインデックスで書類名を示してください。

イ 申請書提出後の提出書類の記入内容の変更は認めません。

ウ 申請書類等の著作権は、申請者に帰属します。ただし、市は、事業者の決定の公表上必要な場合は、申請書類等の内容が無償で使用できるものとします。また、提出された書類は、理由の如何を問わず返却しません。

エ 提出された書類等は、海老名市情報公開条例第7条の規定により開示することがあります。なお、非公開としたい情報は、提出様式集の非公開としたい情報届出書（第7号様式）により届け出てください。

オ 申請に関し必要な費用は、全て申請者の負担とします。

カ 提出された書類等に虚偽の記載があった場合は失格とします。

キ 申請書類提出後に辞退する場合は、提出様式集の参加辞退申出書（第8号様式）を提出してください。

ク 市が提供する資料は、申請に関わる検討以外の目的で使用することは禁止します。また、第三者に対して情報提供することも禁止します。

### (3) 提出部数

正本1部、副本〇部（副本は複写可）の計〇部

市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

### (4) 資格審査

応募資格の有無について審査を行います。資格のない事業者は、その後の審査に進めません。審査の結果については、令和〇年〇月〇日までに通知します。

なお、応募資格のうち、暴力団員等の排除に係る調査については、選定作業と並行して行います。調査の結果、海老名市暴力団排除条例第2条に掲げる暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団経営支配法人に該当した場合は、その時点で失格とします。

## 7 事業者の選定

### (1) 選定方法

事業者の選定については、海老名市立勝瀬保育園移管先事業者選定委員会において、書類審査、面接（プレゼンテーション）及び法人が既に運営している保育園の施設見学により実施します。審査は、次の選定基準に基づき採点し、最優秀提案者を選定委員会の意見として市に提案し、市が移管先事業者を決定します。

### (2) 選定基準

次に掲げる事項等を考慮して総合的に審査して選定します。

ア 勝瀬保育園の運営を引き継ぎ、保育サービスの向上を図る能力を有していること。

- ・ 勝瀬保育園における保育を引き継ぎ、発展させる能力
- ・ 全ての児童を公平に受け入れる能力
- ・ 児童の安全・安心の確保  
（防災・防犯・衛生・健康管理・虐待・アレルギー・障がい児対応等）
- ・ 利用者のニーズを捉え、サービスの向上を図る能力
- ・ 保育サービスに関する新たな提案内容
- ・ 客観的な評価を行い、質の向上につなげる能力

イ 勝瀬保育園の今後の運営について、明確な理念及び計画を有していること。

- ・ 民営化後の保育所運営の理念
- ・ 配置する施設長の像

- ・ 民営化後の園舎建て替え計画
  - ・ 民営化後の敷地の利用計画
- ウ 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有していること。
- ・ 既に運営している認可保育園その他の事業の業務実績及び財務状況
  - ・ 職員雇用計画及び労働条件
  - ・ 管理運営組織体制
  - ・ 苦情受け付け体制

エ その他

- ・ 勝瀬保育園が築き上げてきた地域との関係性その他を受け継ぐ能力
- ・ 法令遵守能力
- ・ 子育て支援事業に係る新たな提案内容
- ・ 地域との交流に係る提案内容
- ・ 現在勝瀬保育園に勤務している者の採用計画
- ・ 保育内容の引き継ぎ方法及び費用負担の考え方
- ・ その他

(3) 面接審査

面接審査の時間については、前項の資格審査の結果において、合格の場合に同通知に合わせて記載します。

ア 日 時

令和○年○月○日

イ 場 所

海老名市役所又はえびなこどもセンター

ウ 時 間

1 応募者当たり 30 分を予定（説明 10 分、質疑応答 20 分）

エ 説明者

会場への入室は、5 人までとします（身分証明書を提示してください。）。)

オ その他

申請書類に沿って移管先事業者としての適性をプレゼンテーションしてください。追加提案の説明は認めません。パソコン等が必要な場合は、申請者が用意してください（プロジェクター及びスクリーンは、市でも用意があります。）。)

(4) 施設見学

応募事業者が既に海老名市内で運営している保育園について、選定委員会により施設見学を行います。この方法及び日時については、応募事業者に別途通知します。

また、勝瀬保育園在園児の保護者から施設見学の希望があったときは、真摯に対応してください。在園児保護者の施設見学については、選定委員の評点に影響することはありません。

(5) 審査結果

審査結果は、文書により申請者に通知するとともに、内定した事業者名を海老名市ホームページ「ホーム>入札・契約>海老名市立勝瀬保育園移管先事業者の募集について」に掲載します。

※ 審査結果の経緯及び審査内容に関する問い合わせには応じません。

### 3 移管にあたっての条件（施設関係）

#### 1 移管の方法

##### （1） 用地の扱い

- ア 用地は、敷地AとBに分かれています。詳細は、図面のとおりです。
- イ 敷地AとBの間に、市道 1040 号線が通っています。建て替え後、敷地AとBの一体利用については、市と協議の上、市道を付け替えることで対応が可能です。この場合、市道の付け替えに係る費用は事業者の負担とします。
- ウ 市道 1040 号線の直下には、上水道管及び下水道管（污水）が埋設されています。イにより市道の付け替えを行いたいときは、移設にかかる費用も事業者の負担とします。
- エ 市道 1040 号線と敷地Aの間に、国有地である敷地Cが所在します。イにより一体利用を希望するときは、敷地Cについて譲受を受けるよう市と国で協議します。この場合、有償譲渡となった場合の費用は、事業者の負担とします。
- オ 敷地Aについては、周囲に水路用地があります。当該部分には、建築物を建造することはできません。また、使用にあたり制限があるほか、手続きが必要です。
- カ 敷地Aには、防火水槽が埋設されています。開所時間外や建て替え工事中にあっても、災害時に使用できるよう配慮してください。
- キ 用地は、保育園運営の目的以外には使用できません。
- ク 用地は、市と事業者との間で使用貸借契約を締結し、10 年間の無償貸与とします。
- ケ 送迎用駐車場は、建て替え後にあっては別途用意する必要があります。なお、敷地内に新たに確保する計画としても構いません。
- コ 職員用駐車場については、必要に応じて運営法人が別途用意してください。
- サ 園舎東側隣地の敷地内に、万年堀があります。耐震性について疑義があるため、隣地の地権者と市で交渉中です。なお、安全性の確保にあっては、市と隣地の地権者で責任をもって協議を続けます。
- シ 10 年間の無償貸与期間満了後は、土地を有償で譲渡します。価格については、参考価格を下に示しますが、譲渡に際し不動産鑑定を実施し、議会の議決を経て、譲渡契約の締結により確定します。
- ス 水路用地は、譲渡の対象外です。

|     | 地 番              | 面 積                    | 評価額 |
|-----|------------------|------------------------|-----|
| 敷地A | 勝瀬 67 番地         | 928. 24 m <sup>2</sup> |     |
| 敷地B | 国分南三丁目 995 番地の 2 | 326. 00 m <sup>2</sup> |     |
| 敷地C | 国分南三丁目 67 番地の 2  | 12. 00 m <sup>2</sup>  |     |

##### （2） 建物の扱い

- ア 建物は、譲渡契約により、現状のまま有償譲渡します。隠れた瑕疵については、本市は一切の責任を負いません。
- イ 譲渡の価格については、参考価格を下に示しますが、譲渡に際し不動産鑑定を実施し、議会の議決を経て確定します。譲渡契約後、一括払いとします。
- ウ 譲渡を受けた建物は、所有権移転登記後、直ちに運営法人の基本財産に編入することとします。

- エ 建物の維持管理等に係る経費の一切は、運営法人の負担となります。
- オ 建物は、保育園運営の目的以外に使用することはできません。
- カ その他必要な事項は、契約書により別途協議の上定めます。

|    | 地 番      | 延床面積                  | 評価額 |
|----|----------|-----------------------|-----|
| 園舎 | 勝瀬 67 番地 | 434.00 m <sup>2</sup> |     |

(3) 工作物及び備品

- ア 施設内の工作物及び備品（市で所有するものに限る。）については、市と事業者で協議の上、譲渡契約を締結し、無償譲渡とします。このとき、OA機器等については除外します。
- イ 現在、園舎内にリース契約にてAEDを設置しています。民営化後も、保育所利用者のほか地域住民の安全確保のため、設置を継続してください。
- ウ その他移管の際に必要な備品及び消耗品等は、運営法人が用意してください。

(4) 各種契約事務

現在、勝瀬保育園で市が長期継続契約している案件は、次のとおりです。この契約については、民営化後、事業者で引き継いでください。引き継ぎに係る契約相手との協議は、市で行います。契約期間満了後の更新の有無は、事業者の自由です。

| 業務名                            | 金額（総額） | 契約期間 | 相手方 |
|--------------------------------|--------|------|-----|
| 海老名市立保育園警備業務委託                 |        |      |     |
| 海老名市立保育園自動体外式除細動器〔AED〕パッケージ賃貸借 |        |      |     |
| 海老名市立保育園清掃業務委託                 |        |      |     |

※ 公立保育園5園の一括契約です。事業者は、勝瀬保育園部分の契約を引き継ぐものとします。巻末に公立保育園の面積等の情報を掲載していますので、参考としてください。

## 2 建て替え工事の実施

- (1) 現在の建物については、昭和52年度社会福祉施設等施設整備費国庫／県費負担金を活用し建築したものです。この負担金の処分制限期間（47年間）満了後、事業者により建て替え工事を実施してください。なお、国県の指示により、時期が前後することがあります。
- (2) 建て替え工事の時期、方法及び建て替え後の園舎の計画案については、提案事項とします。
- (3) 園舎の建て替えに際しては、その時点で活用できる国庫・県費補助金により、補助を受けることができます。
- (4) 建て替え工事ではなく、大規模改修工事とする計画の提案も可能とします。
- (5) 建て替え後も、神奈川県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例に定める屋外遊戯場については、敷地内に確保してください。



## 4 移管にあたっての条件（運営関係）

### 1 遵守すべき期間

ここに示す基準については、移管後、令和2年10月現在在籍している児童が卒園するまでの期間は遵守してください。なお、3に定める三者協議会での合意により、変更することは可能とします。

その後、市と土地に関する使用貸借契約を結んでいる期間内にあっては、利用者及び関係者の十分な理解のもと、変更について市に協議し、合意を得られた場合は、変更できるものとします。

その後は、法令の範囲内で、関係官署への必要な届出等を行うことにより、変更することができます。なお、2に定める基本的事項については、変更することはできません。

### 2 事業者が行うべき基本的事項

- (1) 児童福祉法に則り、施設の設置目的を十二分に理解した上で、児童の最善の利益を考慮し、児童福祉施設としての役割を果たしてください。
- (2) 児童の入所承諾・不承諾、解除については、海老名市福祉事務所の決定に従ってください。
- (3) 現在の勝瀬保育園の保育水準及び保育・子育て支援サービスを一切落とすことなく、さらに向上を図ってください。
- (4) 障がい児保育、アレルギー児対応の水準を落とすことなく、さらに積極的に取り組んでください。
- (5) 家庭や地域との連携を図り、児童の健全な発達を支援してください。

### 3 三者協議会の設置・運営

- (1) 事業者・保護者・市の三者でつくる協議会（以下「三者協議会」という。）を移管前に設置し、移管後の保育内容等について協議してください。
- (2) 移管後においても、令和2年10月現在在籍している児童が卒園するまでの期間は三者協議会を運営し、意見を尊重するとともに、その場での決定事項は遵守してください。
- (3) 現状の保育内容を変更するとき、新たなサービスを導入するときや保護者からの要望などの対応については、三者協議会で協議の上、決定してください。

### 4 職員体制

事業者は、運営業務開始までに余裕を持って業務遂行にふさわしい保育士、調理員その他必要な人員を選定してください。

なお、勝瀬保育園に勤務した経験を持つ職員で、勤務を希望する職員（保育士、調理員、安全監視員等）については、可能な限り採用してください。

#### (1) 統一事項

ア 事業者は、業務を的確かつ迅速に行うことはもとより、当該施設における風紀・業務規律を乱すことのない者を選任してください。

イ 神奈川県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例に定める職員配置を遵守してください。

ウ 労働基準法その他法令に基づき適切な労務管理を行ってください。

エ 保育及び調理業務に従事する職員に対しては、サルモネラ菌・赤痢菌・O-157 についての腸内細菌検査を定期的実施してください。

オ 利用者の救命救急の観点から、普通救命講習を終了し救命技能認定を受けている者を常時配置し、AED（自動体外式除細動器）を扱える職員を確保してください。

カ 「5 協定の締結」に定める運営の引き継ぎ業務を通じ、現在在籍している児童をそのまま受け入れる能力を有するだけの職員数及び質を確保してください。

## (2) 施設長

ア 施設長は専任とし、他の施設と兼務しない者で、健全な心身を有し、福祉事業に熱意があり、園を適切に運営できる者としてください。

イ 保育士資格を有し、民営化時点で認可保育園での勤務経験が 10 年以上かつ認可保育園の施設長に 3 年以上従事した経験がある者としてください。

ウ 防火管理者（甲種）資格取得をしている職員としてください。

## (3) 保育士

ア 神奈川県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第 46 条第 2 項に定める保育に従事する職員は、すべて保育士としてください。

イ 常勤保育士のほか、非常勤保育士を配置する等により、朝夕の児童が少ない時間についても、適切な人員を配置してください。

ウ 1 歳児の保育に当たる保育士については、海老名市立保育園における独自基準を継承し、保育士 1 人に対し児童は 4.5 人までとしてください。

エ 障がい児保育等に配慮し、対応できる人員を配置してください。

## (4) 調理員

ア 調理業務は、第三者への委託も可能としますが、その際従事する者については、次の条件を満たしてください。

イ 調理員は、児童の年齢や健康状態に応じた適切な調理を実施できる者とし、アレルギー対応等に対応できる人員を配置してください。

ウ 調理師資格を持つ調理員を 1 名以上配置してください。

## (5) 栄養士

ア 児童及び保護者が栄養に関する適切な指導管理を受ける環境を確保するため、栄養士資格を持つ職員を配置してください。

イ 前項に定める環境が確保できる場合は、調理員その他の職員、又は他の施設の栄養士と兼務することができます。

## (6) 安全監視員

ア 児童の登降園に際し、不審者等の侵入防止を図るとともに保育園職員と連携して、園児の避難誘導を行うため、保育園に安全監視員を配置してください。

イ 安全監視員は、保育園の開所時間からの 4 時間及び閉所時間までの 4 時間については、必ず配置してください。

## (7) その他

その他、法令に従い、保育園の適正な管理を行い、児童の健やかな発達を促すにあたり必要な職員を配置してください。



## 5 実施すべき業務の範囲

### (1) 基本的事項

勝瀬保育園の運営に際しては、児童福祉の本旨に基づき、子どもの健全な発達に寄与するよう業務に全力で取り組んでください。

その内容については、関係法令の定めによるもののほか、この要項、協定書、三者協議会での合意事項に基づき実施するものとします。

主な業務については、次のとおりです。

### (2) 保育業務

#### ア 保育業務に関する基本事項

児童福祉法の精神に則り、その他関係法令及び保育所保育指針その他の関係省庁、県等が発する通知や通達等を遵守し、海老名市福祉事務所長が入所を決定した児童を、保護者の保育を必要とする状況を踏まえ、必要な時間保育してください。

また、公立保育園が掲げる保育方針を参考に、勝瀬保育園における保育の精神を受け継ぎ、明確な理念を持ち、児童福祉の本旨に基づき、児童の健やかな発達の支えとなるよう努めてください。

保育士をはじめとする職員は、積極的に研修等を受け、児童福祉施設としての役割を全うするように取り組んでください。

#### イ 開所日、開所時間等

勝瀬保育園の開所日及び開所時間は提案事項とします。地域特性等を考慮し、より効果的な時間を提案してください。ただし、現在の開所時間より短縮して行うことはできません。

なお、現在の開所日の開所時間及び保育を実施しない日は以下のとおりです。

##### ① 月曜日から金曜日まで

基本保育時間 : 8時30分～16時30分

時間外保育時間 : 7時00分～8時30分  
16時30分～18時00分

延長保育時間 : 18時00分～19時00分

##### ② 土曜日

時間外保育時間 : 7時00分～17時00分

延長保育時間 : 実施なし

※ 土曜日については、既存施設の特例により保育時間が10時間となっていますが、移管後は11時間以上の設定が必要です。

##### ③ 保育を実施しない日

日曜日・祝日・年末年始(12月29日から翌1月3日まで)

#### ウ 配慮が必要な児童への対応

指数順で入所を決定するため、障がい児等、配慮が必要な児童を入所決定することもあります。必要な体制をとってください。

#### エ 延長保育

延長保育料については、現行の料金の範囲内において設定してください。

事業者の提案により、開所時間を延長する場合の延長保育料は、提案事項とします。

① 月極による延長保育料金（保育標準時間認定）

| 利用時間        | 徴収金額（月額） |
|-------------|----------|
| 18：00～18：30 | 2,500 円  |
| 18：00～19：00 | 5,000 円  |

② 延長保育利用の承認を得ていない者が利用した場合  
（18 時 30 分までの承認を受けた者がさらに延長する場合を含む。）

| 利用時間    | 徴収金額（1 回） |
|---------|-----------|
| 30 分あたり | 500 円     |

オ 給食及び補食の提供

勝瀬保育園においては、全ての年齢に対し自園調理による完全給食を実施してください。また、食物アレルギー（複数の食材に起因する場合を含む。）や宗教上の理由等により他の児童と同一の給食を喫食できない場合は、保護者と面談の上、適切な給食を実施してください。

なお、3 歳以上児の給食費については、主食 1,000 円／月、副食 4,500 円／月の範囲内で設定してください。

カ その他の留意事項

その他の事項について、現状の勝瀬保育園で実施している保育業務（おゆうぎ発表会、遠足等の行事を含む。）についても、水準を低下することなく実施してください。なお、現在実施している行事については、別表のとおりです。

また、業務の遂行にあたり保護者に実費の負担を求めることはできるものとしますが、その内容や金額については、三者協議会での協議が必要です。

（3）子育て支援業務

ア 園庭開放

地域への園庭の開放を行ってください。

イ 児童福祉法第 48 条の 3 第 1 項に規定する保育情報の提供、相談及び助言

保育園において、入所児童の保護者はもとより、地域住民から育児相談等があった場合は、親身に対応してください。また、積極的に研修を実施し、相談に応ずるだけの力量を得てください。

ウ その他の子育て支援業務

その他の事項について、現状の勝瀬保育園で実施している子育て支援業務（保育実習の受け入れ、地域交流事業を含む。）についても、水準を低下することなく実施してください。

（4）施設及び設備の維持管理に関する業務

（5）その他必要な業務

## 5 協定の締結

### 1 協定の締結

#### (1) 仮協定の締結

内定した法人と、速やかに仮協定を締結します。

#### (2) 本協定の締結

仮協定の締結後、細部を協議の上、協定の締結を行います。

勝瀬保育園の管理運営にかかる細目事項については、市と事業者が協議を行い、協定を締結することとします。この場合、市は事業者の提案に対し修正を求めることができることとし、事業者はこの求めに対し協議に応じなければなりません。

### 2 運営の引き継ぎ

#### (1) 運営の引き継ぎ業務

勝瀬保育園事業者の決定後、令和○年○月○日から令和○年○月○日までの間を、運営の引き継ぎ期間とし、市職員と事業者による合同保育期間とします。

事業者は、当該期間中に、入所している児童の発達や健康の状況、保護者との関係について市職員から引き継ぎを受けるとともに、勝瀬保育園が開所後 40 年以上にわたり築き上げてきた地域との関係性を受け継ぎ、将来にわたり愛される保育園となるようその精神を受け継がなければなりません。

引き継ぎ期間においては、市が保育の実施主体となりながら、市職員の指示に従い、保育内容の引き継ぎを行うことを想定していますが、期間を通じて最低 2 名の常勤保育士の派遣を受けるものとします。この期間中の具体的な引き継ぎの方法や費用負担のあり方については、提案事項とします。

#### (2) 契約の締結

引き継ぎにあたっては、別途契約を締結するものとします。

契約の内容については、事業者の提案をもとに、市及び三者協議会の意見を取り入れながら、事業者と協議の上決定します。

### 3 譲渡・貸借契約の締結

#### (1) 土 地

議会の議決後、移管までの期間に業者と期間を 10 年間とする使用貸借契約を締結します。この使用貸借契約期間中に、不動産鑑定を実施し、議会の議決を経て、期間満了後の譲渡について定める譲渡契約を締結します。代金の納入については、契約の中で定めるものとします。

#### (2) 建 物

不動産鑑定を実施し、議会の議決後、移管までの期間に事業者と譲渡契約を締結します。契約締結後、代金は一括払いで納入してください。

### 4 秘密の保持義務

事業者は、業務の引き継ぎにあたり、個人情報収集し、保管し、又は利用するに当たっては、個人情報保護法及び海老名市個人情報保護条例の主旨を十分尊重し、個人情報の保護について必要な措置を講じなければいけません。

# ■ 公募及び選定スケジュール

| 日 程         | 内 容                                   |
|-------------|---------------------------------------|
|             | 募集要項配布開始                              |
|             | 質問受付期間<br>(最終日は正午まで)                  |
|             | 現場説明会受付期間<br>(最終日は正午まで)               |
|             | 現場説明会 (指定した日時)                        |
|             | 申請受付期間                                |
|             | 資格審査結果の通知<br>(同時にプレゼンテーションの時間を通知します。) |
|             | 面接審査 (書類及びプレゼンテーション)                  |
|             | 選定結果通知・公表<br>仮協定締結                    |
| < 本協定締結準備 > |                                       |

## 書類提出・問い合わせ先

〒243-0422

海老名市中新田 377 番地

(えびなこどもセンター内)

海老名市保健福祉部保育・幼稚園課

電話：046-235-4824

E-mail: hoiku@city.ebina.kanagawa.jp

# 案

## 勝瀬保育園周辺図(イメージ図)



案



# 令和2年度 年間行事計画（当初計画）

海老名市立勝瀬保育園  
海老名市勝瀬8-1  
電話 046-232-5994

## 保 育 目 標

1. よく遊ぶ子ども
2. 心豊かで思いやりのある子ども
3. 人と協力していける子ども

※印は保護者参加です

| 月  | 日       | 行 事                                   | 健 康                                      | 月   | 日       | 行 事                       | 健 康                                          |
|----|---------|---------------------------------------|------------------------------------------|-----|---------|---------------------------|----------------------------------------------|
| 4月 | 1日 (水)  | 入園を祝う会<br>(新入園児保護者参加)<br>※クラス懇談会 ひよこ組 | ・身体測定<br>(毎月)                            | 10月 | 1日 (木)  | 衣がえ                       | ・内科健診(全園児)<br>(日程は未定)<br>・目の愛護デー<br>(10月10日) |
|    | 1日 (水)  | ※クラス懇談会 あひる組                          |                                          |     | 6日 (火)  | 市の交通安全                    |                                              |
|    | 2日 (木)  | ※クラス懇談会 ペンギン組                         |                                          |     | 9日 (金)  | ・園外保育(かもめ組)               |                                              |
|    | 3日 (金)  | ※クラス懇談会 ちどり組                          |                                          |     | 16日 (金) | ・園外保育(ちどり・はと組)            |                                              |
|    | 6日 (月)  | ※クラス懇談会 はと組                           |                                          |     | 30日 (金) | ・ハロウィン                    |                                              |
|    | 9日 (木)  | ※クラス懇談会 かもめ組                          |                                          | 11月 | 14日 (土) | ※おゆうぎ発表会<br>(6園合同3歳以上児のみ) |                                              |
| 5月 | 14日 (木) | ・絵画展(～17日まで)                          | ・内科健診(全園児)<br>(5月20日)<br>・尿検査<br>(4・5歳児) |     | 未定      | ・世代間交流                    |                                              |
|    | 23日 (土) | ※運動会<br>(雨天時は5/24(日))                 |                                          |     | 未定      | ・芋ほり                      |                                              |
|    | 29日 (金) | ・歩き遠足<br>(4・5歳児)                      |                                          | 12月 | 8日 (火)  | ※保育参観②                    | ・インフルエンザ<br>予防月間                             |
|    |         |                                       |                                          |     | 22日 (火) | ・クリスマス会                   |                                              |
|    |         |                                       |                                          |     | 28日 (月) | 保育納め                      |                                              |
| 6月 | 1日 (月)  | 衣がえ                                   | ・歯科検診(全園児)<br>(6月4日)<br>・歯の衛生週間          | 1月  | 4日 (月)  | ・保育はじめ                    | ・インフルエンザ<br>予防月間                             |
|    | 23日 (火) | ・プール開き                                |                                          |     | 22日 (金) | ・お店屋さんごっこ                 |                                              |
|    | 25日 (木) | ※保育参観①                                |                                          |     | 未定      | ・観劇(人形劇)                  |                                              |
| 7月 | 7日 (火)  | ・七夕集会                                 |                                          | 2月  | 2日 (火)  | ・豆まき会                     | ・インフルエンザ<br>予防月間                             |
|    | 17日 (金) | ・夏まつり会<br>・プール遊び                      |                                          |     | 未定      | ・消防訓練                     |                                              |
|    |         |                                       |                                          |     | 未定      | ・春のお茶会                    |                                              |
|    |         |                                       |                                          |     | 未定      | ※クラス懇談会                   |                                              |
| 8月 | 26日 (水) | ・おばけやしき<br>・プール遊び                     | ・鼻の日<br>(8月7日)                           | 3月  | 3日 (水)  | ・ひなまつり会                   | 耳の日(3月3日)                                    |
|    |         |                                       |                                          |     | 5日 (金)  | ・お別れ遠足<br>(はと・かもめ組)       |                                              |
| 9月 | 1日 (火)  | ※引渡し訓練                                |                                          |     | 12日 (金) | ・お別れ会                     |                                              |
|    | 11日 (金) | 県交通安全教室                               |                                          |     | 27日 (土) | ※卒園を祝う会<br>(3歳以上児)        |                                              |

\*内科健診・歯科検診は、必ず受診してください。

\*新入園児のいる月は、初日に保護者と共に「入園を祝う会」を行います。

\*年間を通じて、実習生・体験学習・ボランティア等を受け入れています。

\*上記の他に、毎月…誕生会・避難訓練・交通安全指導を行います。

隔月…防犯訓練・クルン集会を予定しています。

\*保育参加は 5月～7月、9月～2月の午前中に実施しています。(ご希望により1日参加可、個人面談可) ※給食費あり

\*保育参観は 6月と12月に実施します。ビデオ・写真撮影もOKです。

\*クラス懇談会は、4月(新担任との顔合わせ)と2月に実施します。

\*地域の方に毎日午前・午後「園庭開放」を行なっています。また保育体験・給食体験も受付けています。

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、大きく変更して実施しています。

## 勝瀬保育園民営化説明会事前質問票によるご質問と答え

説明会に先立ち、8名の保護者の方から質問票でご質問をいただきました。

お答えの作成にあたり、表現を一部変えている場合がありますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

### 【応募資格】

Q 1 30年間の運営を現時点で約束できる園は限られてしまうので、場合によっては海老名市にこだわらず、広く全国から良質な保育を目指す事業者を募るべきではないでしょうか？市内の事業者で分かりやすいのは市側の担当者だけなのではないでしょうか？

Q 1-2 海老名市以外からも事業者を募集してほしいです。市内の数ある保育園から勝瀬を選んでいるわけです。少なくとも勝瀬周辺にある事業者の立候補は受け入れられません。

Q 1-3 応募資格は、認可保育園を運営している法人と条件にしていますが、応募資格が限られませんか？該当する保育園は片手で数えられる数しかいませんよね？

A 1 海老名市内の事業者に限った方が、事業者が市内の社会情勢や保育所の状況を理解していると考えられるほか、選定にあたっても保育所の運営状況をより正確に把握でき、ふさわしい事業者を選定できるとの考えから、このような条件としたものです。今後、対象の拡大を望む声が大ききようであれば、選定委員会において拡大について議論いたします。なお、今回お示した募集の資格に該当する事業者は、16事業者です。

### 【選定方法】

Q 2 現在勝瀬保育園に勤務されている先生方の雇用と待遇を維持して下さい。娘が毎日保育園を楽しみにしているのは先生方のおかげです。選定基準に入れて下さい。

A 2 継続して雇用を希望する職員については、可能な限り採用することを条件とします。労働条件についても、審査項目とします。なお、労働条件について専門的な見地からご意見をいただき、審査するため、選定委員会に社会保険労務士に加わっていただきます。

Q 3 事業者の選定で、市が移管先事業者を決定すると書いていますが、保護者

代表などの意見は反映されるのですか？

A 3 移管先の事業者については、保護者代表の方（2名）も加わっていただく選定委員会において、議論を重ねた上で決定するものとしています。

Q 4 選定委員会の第三者立場には3人以上はほしいです。前子ども・子育て会議委員長では第三者に感じません。せめて、民営化を強行している川崎市のように、大学教授、校長、会計士等を入れてもらいたいです。

A 4 現状、市職員以外の委員は、保護者代表（2名）、税理士、社会保険労務士、前子ども・子育て会議委員長（元教員）を予定しています。

Q 5 採点項目など、具体的に説明してください。保護者投票により採点できますか？候補となる認可園の案内（こどもセンターに掲示している写真付きのもの）を説明会会場に掲示しては？

A 5 審査の対象となる項目については、募集要項の5、6ページに記載しております。他にもご意見があれば、それも踏まえて選定委員会の中で議論していきたいと考えております。また、保護者代表の方に選定委員会に加わっていただきますので、その方を通じ選定に反映することができます。民間保育園の案内については、「保育所のしおり」の抜粋をみなさまにお配りいたします。

#### 【引継保育】

Q 6 引継保育の期間を1年間確実に確保してほしいです。すべての行事を引き継ぎするまで、現勝瀬の保育士の協力をお願いしたいです。現場の細かいやり方、ノウハウは経験した先生にしかわからないものが多いと思います。

A 6 引継保育については、基本的に1年間確保したいと考えております。何らかの事情により、引継保育の開始時期が4月以降にずれ込んでしまった場合についても、その期間の保育のノウハウがしっかり引き継げるような対応を図りたいと考えております。具体的な引継保育の体制については、三者協議会で協議していきます。

Q 7 13 ページ、運営の引き継ぎ期間、最低2人で足りるのですか？少なくともですか？引き継ぎ期間の民間の保育士の方は、民営化されてもいるのですか？（いなかったら意味がない。）

A 7 具体的な引き継ぎ方法については、時期や実際に民営化後に採用される職員数によっても変動するものと考えられますので、募集要項では定めず、

最低限度の数を定めたものです。具体的な内容については、事業者にも提案してもらい、審査項目の一つとするほか、事業者決定後にあっても、三者協議会でも協議し、ふさわしい人数としたいと考えています。引き継ぎを受けた保育士が民営化後も残ることについても、募集要項に記載いたします。

### 【保育所の運営関係】

Q 8 保育士について、他市同様、職員の1/3は15年以上の勤務経験者を入れるなど、民間園にありがちな若手だらけの園にならないようバランスに配慮すべきと思います。

A 8 年齢構成も配慮できるよう、保育士の経験年数を条件に加えるなど、募集要項への記載方法について選定委員会の中で協議して整理してまいります。

Q 9 勝瀬保育園を選んだ理由は、海老名市の公立保育園の先生方が児童精神科医の故・佐々木正美先生の講習を受けていらっしゃるということでした。残念ながら3月の説明会でその話をした際、うなずいていらっしゃる職員もいましたが、上司2名の方はぼかんとしていらっしゃり、それが保育・幼稚園課の現状だということに愕然としました。勝瀬保育園はじめ、公立の先生方が、どれほど勉強を積んで日々子どもたちと接して下さっているか、まずはそこから理解して下さい。それができてようやく保育・幼稚園課の皆様は、私達保護者との話し合いの場に立てる、そうあるべきだと思います。この先、やむをえない理由で、民営化されることがあったとしても、公立の先生方をお招きして定期的に、若い先生方にも佐々木先生が残して下さいたものを継承していくことなどを約束していただけない限りは同意できません。リフォームや目新しいイベント、最新のおもちゃなど、目に見えるものではなく、子育ては「人」です。これだけ素晴らしい先生方がいらっしゃるのに、その先生方を残そうとしないのは、海老名市として大きな損失です。

A 9 公立保育園の保育に対し深い信頼を寄せていただき、改めて感謝いたします。今後も、公立保育園は海老名市の保育行政の一角として、保育の質を高めるための役割を果たしていきたいと考えております。現状においても、市主催で民間保育所を含む市内の全ての保育施設を対象に研修会を開催しているほか、保育士で行う自主勉強会で民間・公立保育所の保育士がともに研修する機会も設けています。今後とも、保育の質を高めるための取組を進めてまいります。また、現在の職員についても、希望があれば継続して勤務し、勝瀬保育園の保育を継承できるように進めていきたいと考えております。

Q10 おゆうぎ会は今までどおり海老名市文化会館で開催してほしいです。子どもたち、特に上の兄弟がいる子は、舞台上で発表する姿を見ているので、いつか自分もと、楽しみにしています。

A10 行事についても、募集要項の2ページで現状の行事を尊重するように求めているほか、具体的な実施方法については、事業者決定後も保護者・市・事業者による三者協議会において協議することを求めていると考えています。募集要項への具体的な記載方法についてさらに検討いたします。

Q11 引継保育になってしまったら、全ての行事にお金が発生するのですか？（おゆうぎ発表会、その他の行事）12 ページに、保護者に実費の負担を求めることはできると書いていますが？

A11 民営化後の行事に関する実費負担については、今までと同様に遠足の際の電車賃や施設の入園料などを想定しています。現在、海老名市内の保育園では、行事に関しては公立・民間ともに遠足・合宿・キャンプなど交通機関を用いるもの以外では実費負担をいただいている例はないものと承知しています。

Q12 12 ページの6（2）オ、自園調理の完全給食と書いておいて、10 ページで調理員のところで、第三者への委託も可能と書いていますが、外部の給食業者からの弁当になることもあるのですか？

A12 自園調理での完全給食を条件としますので、外部からの弁当の搬入となることはありません。第三者への委託については、園舎内の厨房において、調理業者に調理業務を委託することを想定しており、この方法は海老名市立門沢橋保育園でも導入しています。

Q13 移管先の事業者には海老名市立保育園の園長経験者を施設長として採用することを要望します。これまでの説明会においてもたびたび話が挙がっていましたが、保護者の多くが勝瀬保育園をはじめとする海老名市立保育園の保育内容や運営実績に高い信頼をもち、安心を感じています。保護者の多くは勝瀬保育園を移管する事業者にもこれを継続して欲しいと強く願っています。第3回目の保護者説明会（10月9日、10日）において、初めて具体的計画（プロポーザル案）が保護者に提示されます。10月現在においてもまだ保護者説明会を実施している段階です。現在示されているスケジュールは、これから事業者を選定して翌年度4月に合同保育を開始するというものです。これは申込にむけた事業者側の検討準備や、合同保育のための民間事業者の準備期間がタイトであることは否めず、引継ぎの質・量とも

に不安な方向へ向かっています。保育・幼稚園課の職員の方々が、保護者・市民の不安・懸念を払拭すべく尽力していることには敬意を表したいですが、市長判断によるこのスケジュールの堅持は非常に不安です。これらの状況を考慮したとき、引継ぎ不安を緩和する具体的な手立てとして、海老名市立保育園の運営経験者（園長）が移管先事業者において従事することを要望します。保護者の多くは現在の保育内容の継続を求めているため、そもそも現在の保育内容に携わっている方が従事することは不安に対する根本的な解決に繋がると考えます。

- A13 施設長の条件については、現状の募集要項では、①「専任とし、他の施設と兼務しない者で、健全な心身を有し、福祉事業に熱意があり、園を適切に運営できる者」②「保育士資格を有し、民営化時点で認可保育園での勤務経験が10年以上かつ認可保育園の施設長に3年以上従事した経験がある者」③「防火管理者（甲種）資格取得をしている者」としています。ご提案の項目については、「配置する施設長の像」を審査項目の一つとしていることから、プロポーザルの中で事業者からそのような提案がなされるようなことがあれば、選定の過程の中で反映させることができると考えております。

#### 【建て替え工事関係】

- Q14 新園舎の整備のほか、リノベーションと書いていますが、今まで民営化で建て替えと書いていたのに、かわった理由は何ですか？

- A14 建て替えを想定していることに変わりありませんが、公共施設全般について、リノベーションにより長期間活用する事例も出てきているため、勝瀬保育園についても、リノベーションによる園舎の再活用の方法も可能とすることとしたものです。

- Q15 保育園の建て替えにあたり、別の用地での仮設園舎が必要となった場合は、市で用意してくれますか？用意がある場合はどこの土地を検討していますか？

- A15 勝瀬保育園については、敷地面積が十分に確保されているため、敷地内での建て替えが可能なものと考えております。なお、下今泉保育園の建て替えにあたっても、敷地内で行いました。

#### 【保育所の用地】

- Q16 園庭の現在の面積と児童数から求める必要な面積（または認可されている面積）を教えてください。

- A16 神奈川県に認可申請した段階での園庭の面積については、494.0㎡となっ



ています。また、現在通園しているお子さまに対する必要面積（2歳児クラス以上一人あたり 3.3 ㎡）は、145.2 ㎡です。

Q17 現在の3／4以上など、園庭の確保面積も明記してほしいです。分散させないなどの条件もほしいです。

A17 園庭については、募集要項では県条例で定める面積を敷地内で確保するように求めています。ご提案の項目については、選定委員会の中でも議論してまいりたいと考えております。

Q18 現在の不動産価格は勝瀬が 22 万円／㎡、国分南が 20.9 万円／㎡、現在の土地評価額が約 274,854,800 円ですが、海老名市の最後の再開発、市役所周辺の開発が始まると地価が高騰しますが、ちゃんとした価格で売却するのですか？（市民に公表してくれますか？）

A18 土地については、民営化後 10 年間は無償貸与とすることを条件としています。その後、土地を売却する場合にあっては、売却時期に不動産鑑定を行い、鑑定価格にて譲渡する予定です。なお、売却価格については、その時点で情報提供することは可能です。

Q19 募集要項において「当該保育園を現在の地で 30 年以上安定的に運営する」という趣旨の記述を加えることを要望します。募集要項案の中の「募集にあたっての基本理念」、「応募資格」にあるように、勝瀬保育園が積み重ねてきたものを継承するという記述や、事業者の選定の中にある「地域との関係性その他を受け継ぐ能力」という記述から、現在の地で 30 年以上安定的に運営することは暗示されています。しかし、2020 年 2 月の保護者説明会において、当時の保育・幼稚園課の課長が「勝瀬保育園が民営化後に海老名小中学校跡地に移転する」ような話・計画があることを示唆するような説明がありました。現時点と一貫性のない発言経過を考慮すると、保護者・地域住民への不安要素を取り除くためにも「現在の地で」と明示するべきだと考えます。また、10 年間の土地の使用貸借契約が終了し、譲渡後に土地を売却し、その売却益をもって市外や他の地域において当該保育園を運営することになれば、これまで勝瀬保育園の民営化について説明を受けた流れから外れることとなります。

A19 「公立保育園のあり方」の中では、策定時に海老名中学校の移転の計画が一部あったことから、2 月の説明会ではそのような可能性も交えてご説明したところです。現在では、特段移転は検討しておりませんので、現在の場所での継続運営をするものとして募集要項への記載方法を検討いたします。

【募集要項に記載した事項の担保】

Q20 当該保育園を30年以上安定的に運営と書いていますが、民営化をして10年間、土地を無償で貸与し、その後、有償で譲渡したあとも、土地を売らずに安定的に運営できる保障はあるのですか？

Q20-2 事業者が選定された後、覚書等で条件を明文化し、法的に問えるものにするのかがわからないのではっきりしてほしいです。

A20 移管先事業者の決定後、この募集要項で取り決めた事項のほか、必要な事項について協定書等を締結し、決定事項の有効性を担保していきたいと考えております。

【民営化の賛否】

Q21 今回の勝瀬保育園民営化は、海老名市にある公立保育園を廃止するスタートだと考えます。今後、残すと言っていた保育園も最終的には廃止、民営化したいんですよね？

A21 「公立保育園のあり方」にあるとおり、海老名市としては公立保育園の全廃を目指す厚木市や寒川町などとは異なり、公立保育園を3園堅持したいと考えております。

Q22 民営化に対する園児保護者の意見（総意）→アンケートで賛同か反対なのか調査して下さい。今回は反対意見が多く出ているように感じられるので、過半数の賛同が得られているのかなど、実態を明確にして進めるのかどうかご判断をいただきたいです。また、過半数が反対の場合は民営化の方針の見直しをお願いします。（延期？）

A22 保護者説明会の場や事前質問票でいただいているご意見については、しっかりと聞きし、選定にどのように取り入れていくべきかについて選定委員会で議論してまいりたいと考えております。一方で、民営化の判断については、海老名市全体の行政運営を考える中で判断すべきものと考えており、しっかりと説明責任を果たしながら進めてまいりたいと考えております。

【民営化のメリット・デメリットなど】

Q23 民営化に伴うメリットとデメリットを正しく理解したいです。また、保育・幼稚園課としても過去に発生した問題（他の民営化案件）を調査し、今回の公募（選定）にどう改善を織り込んだのか説明をして下さい。前回の説明会はメリットの説明に終始しておりデメリットやリスクの説明が一切な

い一方的なものでした。下今泉の事例（クレームや課題）があるのであれば、それも重要なケーススタディーになるのではないのでしょうか？

- A23 下今泉保育園への指定管理制度導入にあたっては、事業者の選定について保護者の方々のご意見を伺う機会が説明会以外になかったことから、保護者の意見を取り入れてほしいとの声が上がりました。このため、今回の選定にあたっては、説明会や質問票などによりご意見を伺うほか、保護者代表の方に選定委員会に参加していただくことといたしました。また、運営開始後、保育内容や給食の献立、行事運営の方法などについてご意見をいただくこともありました。保護者にアンケートを実施して意向を把握するとともに、市の職員（事務職のほか、内容に応じ保育士、管理栄養士）と指定管理者で定期的に打ち合わせる場を持ち、その都度改善を図るよう努めております。勝瀬保育園の民営化については、これに加え保護者も交えて協議する三者協議会を設置し、事業者決定後から課題について協議する場を設けるとともに、問題点があれば改善について話し合い、よりよい保育の提供できるように協議する場としていきたいと考えております。

#### 【財政関係】

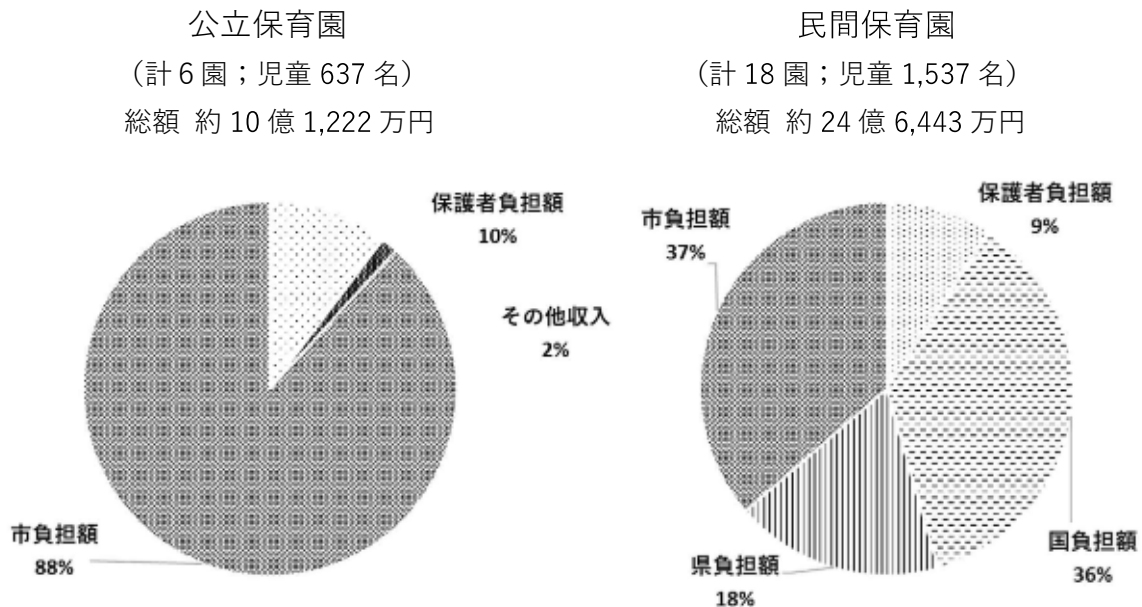
- Q24 総務省は、地方自治体の負担分は地方消費税で充当できると言っています。（幼児教育・保育の無償化を行ったときに）地方消費税の配分は、どう使用するか、市町村の判断なので、海老名市は、公立保育園を廃止し、地方消費税を別のところで使用したいのですよね？

- A24 国の説明によれば、幼児教育・保育の無償化により地方の負担増となる部分（3歳以上児の保育料の減収分）については、令和元年10月の地方消費税の増税分を充てるものとされています。公立保育所の運営費に対する国の負担は、平成15年度を最後に行われておらず、その後は保育料と市の負担により運営しています。なお、国によれば、公立保育園の運営に係る経費は赤字団体に交付される地方交付税に盛り込まれていると説明されますが、算出根拠が不明瞭なばかりでなく、地方交付税が交付されない海老名市のような自治体には不利な条件となっています。

- Q25 勝瀬保育園の運営に関する財務（収支）情報を開示してください。既に情報公開されている場合どこにアクセスすればよいかご教示ください。前回の説明会で財政面にも触れていましたが、実際にどれだけ海老名市の財政を圧迫しているのか規模感が知りたいです。費目に関しては可能な限り細かい情報公開をお願いします。（労務者として数字をまとめるのではなく、人員数と単価を開示してください。）

A25 令和2年度当初予算における認可保育園に係る経費及びその財源については、次のとおりです。なお、予算書及び決算書については、海老名市ホームページのトップページ＞市政・ビジネス＞財政・行政改革・指定管理＞財政にも掲載しております。

### ■ 経費の総額及び財源内訳



### ■ 児童一人当たりの市負担額（年額）



※ 児童数は市内在住の令和2年4月1日現在のもの

### 【民営化のスケジュール】

Q26 スケジュール案ですが、最終的な、民営化の位置は全く変わっていませんか？中身を足しただけですよね？

A26 今回お示ししたスケジュールは、保護者の方々のご意見をお聞きする機会を可能な限り担保した上で、各種選定作業を進めていくものとして設定したものです。なお、⇄の表記については、状況により変動する可能性を示

すものです。

Q27 応募条件に保護者の意見を取り入れて下さったことには感謝しますが、この条件を満たす応募者がいなかった場合はどうするか、はっきりしてほしいです。

Q27-2 3月9日の文教社会委員会議事録で、佐々木市議より「例えば事業者が見つからない、また、保護者の理解が十分得られないという場合は、そこは期間の延長も含めて検討せざるを得ない」のではないかという質問に対し、「移行時期につきましては、保護者様の意見等を聞きながら、先送りするなどして柔軟に対応してまいりたいと考えております。」とありました。事業者選定条件の変更についての審議、決定が必要となるので、選定委員会もやり直すということになりますか？スケジュールも延期になりますか？

A27 応募する事業者がいなかった場合や最低基準に満たなかった場合については、プレゼンテーションなど、その先の日程に進むことができませんので、募集要項及びスケジュールの見直しを行い、再度選定委員会に諮ります。このため、全体的なスケジュールについても見直すこととなります。

#### 【地元説明】

Q28 スケジュール案の地元自治会への説明期間ですが、もうやっているのですか？反対意見はないのですか？

Q28-2 地元自治会への説明はもう済んでいるのでしょうか？済んでいるのであれば、議事録のようなものを開示してもらいたいです。（送迎の時間帯やルールが変わると近くに住んでいる方々にも影響があると思います。）

Q28-3 自治会役員への説明会の結果（議事録）のシェアをお願いします。

A28 自治会長に対してはご説明が済んでいるところです。今後、役員会に諮っていただけることとなっております。他の方々に対するご説明については、自治会のご意見により進めてまいります。なお、現段階では防災備蓄倉庫の扱いについてご質問があり、今後協議してまいります。その他出たご意見についても、お知らせいたします。

#### 【その他】

Q29 児童福祉法第24条第1項で自治体の保育実施義務を規定していますよね？

A29 児童福祉法第24条では、市町村は、保育が必要な児童を保育所において保育しなければならないと定められています。現状、全ての保育が必要な児童が保育所に入所できない状態となっており、これを解消するため、限られ

た財源の中でも児童福祉法で定める公立・民間保育所、小規模保育施設など、順次保育施設の整備を進めているところです。

**Q30 9月議会委員会の議事録がまだ公表されていませんが、勝瀬保育園民営化に関することが含まれていたら説明をお願いします。**

A30 9月議会においては、一般質問で吉田みな子議員から「公立保育所の役割と今後のあり方について」質問をいただきました。前回の保護者説明会の内容や、保護者の理解を得られているのかについての問いがあり、市としては、民営化の意義はおおむね理解を得ていると考えているが、時間をいただきたいとの声もあり、協議している旨答弁しています。また、文教社会常任委員会においては、特段質問はありませんでした。なお、会議録についてはまだホームページに掲載されておりませんが、本会議・委員会ともに録画をホームページから確認することができます。

**Q31 いつもお忙しい中、色々ありがとうございます。特に意見等はありませんが、子供達の安全、安心できる保育環境を今後ともよろしくお願いします。**

**Q31-2 コロナ感染不安のある中日々お疲れさまです。今後の勝瀬保育園がよりよい、子どもたちにとって安心して学び遊ぶことのできる場となることを期待しています。**

A31 ねぎらいの言葉をいただきありがとうございます。勝瀬保育園に通うお子さまたちにとってよりよい環境となるよう取り組んでまいります。